

議案第15号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第
38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項中「杉並区阿佐谷南三丁
目2番19号」を「杉並区阿佐谷北二丁目18番17号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例
別表第1に規定する杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の使用の承認に必要な準備行為は、
施行日前においても行うことができる。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則別表第3（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項中

「

集会室	洋室	44.2	600円	400円	500円	100円
-----	----	------	------	------	------	------

」を

「

集会室	和室	50.8	700円	400円	600円	100円
集会室	洋室1	32.3	400円	200円	300円	100円
集会室	洋室2	32.3	400円	200円	300円	100円
集会室	洋室3	37.9	500円	300円	400円	100円
集会室	洋室4	37.9	500円	300円	400円	100円
多目的室	洋室	38.2	500円	300円	400円	100円

」に改める。

附則別表第4（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項中

集会室	洋室	44.2	700円	500円	500円	100円
-----	----	------	------	------	------	------

を

集会室	和室	50.8	900円	500円	600円	100円
集会室	洋室1	32.3	500円	300円	300円	100円
集会室	洋室2	32.3	500円	300円	300円	100円
集会室	洋室3	37.9	600円	400円	400円	100円
集会室	洋室4	37.9	600円	400円	400円	100円
多目的室	洋室	38.2	600円	400円	400円	100円

に改める。

別表第2（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項中

集会室	洋室	44.2	900円	600円	600円	200円
-----	----	------	------	------	------	------

を

集会室	和室	50.8	1,100円	700円	700円	200円
集会室	洋室1	32.3	600円	400円	400円	100円
集会室	洋室2	32.3	600円	400円	400円	100円
集会室	洋室3	37.9	700円	500円	500円	100円
集会室	洋室4	37.9	700円	500円	500円	100円
多目的室	洋室	38.2	700円	500円	500円	100円

に改める。

- 4 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例附則別表第3（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項に規定する集会室及び多目的室並びに別表第2（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項に規定する集会室及び多目的室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう阿佐谷館の位置を変更する等の必要がある。